

定 款

(2022年6月23日変更)

KOKEN[®]
鉦研互業株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は鉾研工業株式会社と称し、英文では KOKEN BORING MACHINE CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 地下資源開発、地下エネルギー資源開発並びに建設事業などにおいて使用されるボーリング・グラウト用機器、付属品の製造・売買及びリース・レンタル事業。
2. 地下資源開発、地下エネルギー資源開発並びに建設事業に関するボーリング・グラウト工事及び建設工事の請負施工。
3. 前各号に関するコンサルティング業務。
4. 前各号に関する海外取引業務。
5. 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務。
6. 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条

当社は本店を東京都豊島区に置く。

(公告の方法)

第4条

当社の公告は、電子公告より行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条

当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(単元株式数)

第6条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条

当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。
4. 次条に定める請求をする権利。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条

当社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第9条

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第13条

当社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第14条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条

当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条

当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

②株主(またはその法定代理人)または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条

当社の取締役は14名以内とする。

②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任)

第18条

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

②当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第20条

当社は、取締役会を置く。

(代表取締役)

第21条

当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第22条

当社は取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条

当社の取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第24条

当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(決議の方法等)

第25条

当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条

当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条

当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(取締役への業務執行の決定の委任)

第29条

当社は、会社法第399条の13第6項の規程により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条

当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第31条

当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第32条

当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条

当社は、会計監査人を置く。

(選任)

第34条

当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条

当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条

当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第37条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第38条

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

②当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

③当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

④当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条

当社の剰余金の配当および中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

②未払配当金には利息をつけない。

附則

第1条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

第2条

定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。

②前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

③本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する

KOKEN[®]
鋳研工業株式会社

本社 〒171-8572 東京都豊島区高田 2 丁目 17 番 22 号 目白中野ビル1F
TEL (03)6907-7888(大代表) FAX (03)6907-7527
<https://www.koken-boring.co.jp/>